

**長野県告示第216号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
東御市民病院	東御市鞍掛198	平成31年3月31日

医療推進課

長野県告示第217号

長野県臨床研修医研修資金貸与規程（平成21年長野県告示第155号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から適用します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第2条第1号中「組合、」の次に「地方独立行政法人長野市民病院、」を加え、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第5条を次のように改める。

（貸与の期間）

第5条 研修資金の貸与の期間は、臨床研修を開始した日の属する月から臨床研修を修了した日の属する月までとする。ただし、臨床研修を開始した年度の翌年度以降に貸与を決定された場合は、貸与が決定された日の属する年度の4月から臨床研修を修了した日の属する月までとする。

第11条中「は、毎年4月末日までに、前年度末における」を「知事から請求があった場合には、」に改める。

第12条第2項中「に規定する」を「の場合において」に改める。

医療推進課医師確保対策室

長野県告示第218号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

木曽町

木曽広域連合

2 都市計画事業の種類及び名称

木曽福島都市計画下水道事業 木曽町公共下水道

3 事業施行期間

平成5年1月11日

平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第219号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢8232のヘ・8232のト（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、8232の1、8234

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第220号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7613の59

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第221号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下水内郡栄村大字豊栄字赤下3377の2、3377のロ、3377のハ、3377のニ、3377のホ、字石原3240、3241、3242のイ、字北アソヲ3385の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

峠沢、大宮沢、積立沢、振ヶ沢、新田沢、餅振沢、浅間沢、小根ガ沢、ウリガ沢、尻喰沢、小屋沢、ショウブガ沢、土方沢、餅小屋沢、十六方沢、十郎田沢、猪小沢、塞ノ神川、悪沢、タンスラ川、河原沢、作り道沢、赤沢、とらうじ川及び伊之助沢

2 指定の区域

下伊那郡平谷村及び根羽村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

藪地沢、記念田沢1、記念田沢2、箱川、居笹川、のど沢、奥小屋川、力石、板橋川、赤笹沢、下宮城、長下、石あら1、石あら2、軒川1、小枝1、小枝2、小枝3、小枝沢、小枝4、村中、お宮沢、八幡沢、観音沢、金比羅沢、栗屋沢、アマラビ川、霧島沢1、霧島沢2、たる沢、大牧、伊豆作川及び道仙沢川

2 指定の区域

下伊那郡壳木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

峠沢、大宮沢、積立沢、振ヶ沢、餅振沢、尻喰沢、ショウブガ沢、土方沢、餅小屋沢、十六方沢、十郎田沢、猪小沢、塞ノ神川、悪沢、タンスラ川、河原沢、作り道沢及び赤沢

2 指定の区域

下伊那郡平谷村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第225号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

藪地沢、記念田沢1、箱川、居笹川、のど沢、奥小屋川、力石、

板橋川、下宮城、長下、石あら2、軒川1、小枝1、小枝2、小枝3、小枝沢、村中、お宮沢、八幡沢、観音沢、金比羅沢、栗屋沢、霧島沢1、霧島沢2、たる沢、大牧、伊豆作川及び道仙沢川

2 指定の区域

下伊那郡売木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

上黒田、代田、毛賀沢、毛賀、久米、西平、湯川、長田、箱川、北伊豆木、中伊豆木、中伊豆木東、伊豆木、立石、長野原、下虎岩、原の平、虎岩、小林、原平上、成田、柏原、越久保、野池及び米川

2 指定の区域

飯田市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

雲雀沢、古城、下梅田、鶯巣、門原、鳥原、鴨目1、鴨目2、川田、平石、中谷、大那木、井戸、深見1、深見2、開窪、東城、早稻田、平久及び二瀬

2 指定の区域

下伊那郡阿南町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第228号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

横川、星神、上郷1、上郷2、大鹿、河内、寺尾2、寺尾1、寺尾3、下平、中平、奥藤、戸沢1、戸沢2、濃間、園原、古料・下郷、大明神、大平、兎平、平瀬2、平瀬1、自然園、洞根、七曲、荒谷、あららぎ、恩田及び上半堀

2 指定の区域

下伊那郡阿智村及び下條村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第229号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

粒良脇、桃立、上野原、合原、入野、陽臥及び新井

2 指定の区域

下伊那郡下條村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第230号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

稻伏戸、三耕地、大俵、左京、紙屋、大畑、温田、下り沢、布袋野及び我科

2 指定の区域

下伊那郡泰阜村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第231号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

かけ畠、小川、大和知、菅沼及び上平

2 指定の区域

下伊那郡喬木村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第232号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

中部、大平及び戸中

2 指定の区域

下伊那郡豊丘村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第235号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成28年3月22日、次のとおり売りさばき場所変更の届出がありました。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

	売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売 り さ ば き 場 所
新	赤羽 恒子	松本市里山辺1580-8	松本市清水1-1-21
旧			松本市里山辺1580-8

会計課

長野県告示第233号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

大町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

大町都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び大町市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第234号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

池田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

池田都市計画区域

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、池田町役場及び松川村役場

都市・まちづくり課

長野県告示第235号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成28年3月22日、次のとおり売りさばき場所変更の届出がありました。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

長野県告示第236号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第16条第2項の規定により、平成28年3月31日、次の売りさばき人の指定を取り消しました。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名(名称)	住 所	売りさばき場所
伊那市長 白鳥 孝	伊那市下新田3050	伊那市役所 会計課

会 計 課

長野県佐久建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月31日

長野県佐久建設事務所長 宮原宣明

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川上佐久線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡佐久穂町大字海瀬字赤屋 4045番の1地先から 南佐久郡佐久穂町大字海瀬字堀込 3349番地先まで	3.9~9.7	旧	1.2400	km
	11.8~24.4		1.3940	m
同 上	11.8~24.4	新	1.3940	m

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月31日

長野県大町建設事務所長 坂下伸弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 千国北城線

3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡小谷村大字千国字林カシラ 乙227番の6地先から 北安曇郡白馬村大字北城14876番の 1地先まで		旧	4.4~27.8	km 1.1384
北安曇郡小谷村大字千国字高見乙539 番の1地先から 北安曇郡白馬村大字北城14875番の 1地先まで		旧	6.3~34.4	0.9202
北安曇郡小谷村大字千国字高見乙539 番の1地先から 北安曇郡白馬村大字北城14875番の 1地先まで		新	6.3~34.4	0.9202

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月31日

長野県北信建設事務所長 萩野厚

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 箕作飯山線
- 3 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯山市大字照岡字漆ノ木2051番の2 地先から 飯山市大字照岡字漆ノ木2096番の2 地先まで		旧	5.5~8.6	km 0.1810
同 上		新	7.0~14.7	m 0.1810

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年3月31日

長野県北信建設事務所長 萩野厚

- 1 路線名 豊田中野線
- 2 供用を開始する区間

中野市大字豊津4081番の1地先から

中野市大字豊津3967番のロ地先まで

3 供用を開始する期日 平成28年4月1日

道路管理課

長野県公安委員会告示第12号

平成27年長野県公安委員会告示第31号（銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

本則の1の表中

丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2
埴原秋児	国立大学法人信州大学医学部付属病院	松本市旭3丁目1番1号

を

埴原秋児	地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市下平2901番地
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2

に改める。

生活安全企画課

長野県公安委員会告示第14号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第1項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成28年3月31日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
荻原朋美	国立大学法人信州大学医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者

2 指定年月日

平成28年3月24日

3 指定期間

2の指定年月日から平成30年10月8日まで

生活安全企画課

長野県公安委員会告示第13号

平成27年長野県公安委員会告示第32号（銃砲刀剣類所持等取締法第12条の3の診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

本則の1の表中

丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2
埴原秋児	国立大学法人信州大学医学部付属病院	松本市旭3丁目1番1号

を

埴原秋児	地方独立行政法人長野県立病院機構長野県立こころの医療センター駒ヶ根	駒ヶ根市下平2901番地
丸山哲弘	まるやまファミリークリニック	飯田市大瀬木1106番地2

に改める。

生活安全企画課

生活安全企画課

長野県公安委員会告示第15号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和53年長野県公安委員会規則第7号）第9条第2項の規定により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第12条の3の診断を行う医師を次のとおり指定しました。

平成28年3月31日

長野県公安委員会委員長 大澤一郎

1 指定を受けた医師の氏名、勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

氏名	勤務する病院等		診断の対象者
	名称	所在地	
荻原朋美	国立大学法人信州大学 医学部附属病院	松本市旭3丁目1番1号	法第5条第1項第3号の介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者

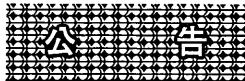
2 指定年月日

平成28年3月24日

3 指定期間

2の指定年月日から平成30年10月8日まで

生活安全企画課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画下水道 飯田市公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、飯田市建設部地域計画課

生活排水課

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1388	樋口 幸 長野市西和田1-17-47	幼苗の育成	大平林業建設 長野市西和田1-17-47
1389	山口 真保呂 大町市大町6449-1	種穂の採取、精選 幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	山口 真保呂 大町市大町6449-1

森林づくり推進課

公告

平成8年5月9日付け公告（長野県政府調達苦情検討委員会設置要綱）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行します。

平成28年3月31日

長野県知事 阿部守一

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 県の機関が行う調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の対象となる調達に関する供給者の苦情について、長野県が行う政府調達に関する苦情の処理手続（平成28年3月31日付け公告）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機関への提案等を行うため、長野県政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条第1項中「5人」を「6人以内」に改め、同条第2項後段を削り、同条第3項中「2年とする」を「3年以内とし、再任を妨げない」に、「残任期間とする」を「残任期間とし、平成28年4月1日以後最初に委嘱される委員の任期は、委嘱の際に定める期間とする」に改め、同条に次の1項を加える。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第7条の見出しを「（雑則）」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「会計局会計課」を「会計局契約・検査課」に改め、同条を第8条とし、同条の前に次の1条を加える。

（議事録）

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

第5条第2項中「出席委員」を「出席した委員」に、「で決し」を「をもって決し」に改め、同条を第6条とし、第4条第1項を次のとおり改める。

